

別紙

諮問第1584号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「日比谷、西、国立、戸山、青山、八王子東、立川、新宿、小山台、駒場、国際、町田、国分寺、三田、千早、武蔵野北、多摩科学技術、大泉、白鷗、田園調布、杉並、日野台、田無、大崎、板橋、新宿山吹、園芸、練馬工業、府中工業、第一商業、上記高校の2018年度から2020年度に行った「日本史B」、「日本史A」、その他「日本史」という名称を含む科目の定期試験の問題、解答、解答用紙」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和3年7月20日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求の対象となった30校中、日本史の問題等が保存されていなかった6校分（駒場、三田、多摩科学技術、大泉、府中工業、第一商業）を除く、24校分の公文書を特定し、条例7条6号に該当することを理由として本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年12月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年5月6日に実施機関から理由説明書を收受し、令和5年2月27日（第235回第一部会）から同年7月26日（第239回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、日本史の問題等が保存されていなかった6校分を除く、対象となる24校分の各東京都立高等学校（以下「各学校」という。）生徒に対して実施した「日本史B」、「日本史A」、その他「日本史」という名称を含む科目の定期試験の問題、解答、解答用紙等（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条6号に該当するとして本件非開示決定を行った。

実施機関によると、各学校が実施する定期試験については、東京都教育委員会が問題の内容を具体的に指示することはないとのことである。各学校の教員は各教科・科目の指導に当たり、学習指導要領に基づいて、育成したい資質・能力を目標として設定し、目標を達成するために指導を行っており、定期試験は、実施した自分の指導が適切であるか、生徒が目標に沿った学力を身につけているかを評価する目的で行うものであると説明する。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は審査請求書において、定期試験は公教育の内容を市民が知るための重要な資料で公開することの公益性があり、また、史料的価値もあることから、公開することの公益性と比較すれば、公開することの支障は少ない、又は公開することによる事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ないとまでは言えないと主張する。また、2013年度に本件と同様の開示請求に対して都立高校の定期試験問題が開示された事例があり、その後、定期試験の位置付けが大きく変化したとは考えられないことから、定期試験を公開することによる事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障は、看過し得ない程度より小さいとも主張する。

審査請求人の主張に対して、実施機関は、本件対象公文書を公にすることにより、各学校の過去問データを分析されれば、その情報を入手した塾や予備校等に通っている生徒のみが定期試験に有利となるなど、生徒間の格差や不平等が生じるとし、また、

生徒の学習到達度を正確に測ることが困難となり、学校や教員に対する生徒や保護者からの信頼も失われ、学校運営に重大な支障を及ぼすと主張する。さらに、公教育の研究のための資料としては、市販されている日本史の教科書や補助教材、学習指導要領などがあるほか、各学校の指導内容についても、年間の授業計画等をホームページ等に毎年掲載しており、定期試験を開示しなければ調査研究が行えないものではないと説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、いずれも各学校で実施した日本史関連の定期試験の考査問題及び解答用紙等であり、その内容は各学校及び作成した教員によって様々なものとなっている。

実施機関の説明するとおり、各学校で実施される定期試験は、生徒が授業で学んだ内容を習得できているかを確認するとともに、教員の指導が適切であったか、目標に沿った学力を生徒が身につけているかを評価するものであり、学校教育において、非常に重要な位置付けとして実施していると認められる。

また、定期試験の出題範囲は入学者選抜試験等と比べて限定的であることから、開示請求によって数年分の定期試験問題等を集めることにより、出題傾向等の情報が一定程度明らかになると思料されるところ、当該情報を入手することにより、出題頻度が高い部分のみを勉強して試験に臨む生徒が現れることも想定される。そうすると、教員が各生徒の学習到達度を正確に把握し、その後の指導に生かすことができず、想定する教育効果を十分に達成することが困難となるおそれは否定できない。

審査請求人は、過去に都立高校の定期試験問題が開示された事例があると主張するが、このことについて実施機関に確認したところ、平成25年に定期試験問題と解答の開示請求があり、実施機関は開示したとのことであった。しかしながら、その後、開示した問題や解答等がインターネットサイトで販売されていたことが判明し、学校、生徒及び保護者の混乱を招き、都民からも批判が寄せられたとのことである。そのため、実施機関は、定期試験問題等を開示すると、前述のとおり生徒の学習到達度を正確に測ることが困難となるとともに、生徒及び保護者からの信頼を損うなど、行政運営上の支障を及ぼす蓋然性が高いと説明している。

審査会として、これらの事情に加えて、近年のIT技術の進展及びSNSの急速な普及に伴い、入手したデータ等を誰もが容易かつ大量に社会に向けて発信できるようになったことを踏まえて検討すると、本件対象公文書を開示した結果、実施機関の想

定を超えて大量に流布し、生徒等が入手することにより、前述の教員が想定する教育効果を十分に達成することが困難となるおそれが生じることとなる蓋然性はより高まっていると考えられる。

以上のことから、本件対象公文書は、公にすることにより、実施機関における適正な教育活動の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当することから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環